

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、自動車が一定の要件に該当する道路を通行する場合の最高速度を引き下げる等々を内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙3のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール (pabukome-kisei@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通規制課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年5月31日（金）から 令和6年6月29日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

新	法	：	道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。	
	令	：	道路交通法施行令の一部を改正する政令案による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。	
新	府	令	：	道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
新	標 識	令	：	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙１から別紙３までのほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について、案文（政令案については新旧対照表）を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

改正後欄に掲げる標記部分^{（注）}に二重傍線を付した条を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「１」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項、第22条第1項及び第114条の6

3 改正の内容

- (1) 都道府県公安委員会が交差点又はその直近に横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）を設ける場合において、法第43条（指定場所における一時停止）前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両又は路面電車が一時停止すべきこととなる場合等、一定の要件に該当するときは、当該横断歩道等を表示する道路標識のうち一部を設置しないことができることとする（新令第1条の2関係）。
- (2) 道路標識等による中央線又は車両通行帯のいずれもが設けられておらず、かつ、道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されていない一般道路については、自動車が通行する場合の最高速度を現行の60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げることとする（新令第11条関係）。
- (3) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

- (1) 前記3(1)
公布の日から施行する。
- (2) 前記3(2)及び(3)
令和8年9月1日から施行する。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

新令第11条第1号ニ

3 改正の内容

新令第11条第1号ニの「自動車の通行を往復の方向別に分離する柵その他の内閣府令で定める工作物」を、「柵、駒止め、棒状の工作物その他の工作物で、自動車が当該工作物が設置された道路の部分から右の部分にはみ出して通行することのないように設置されているもの」とする（新府令第5条の6の3関係）。

4 施行期日

令和8年9月1日から施行する。

1 命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び法第4条第5項

3 改正の内容

- (1) 指示標示「横断歩道（201）」の様式及び指示標示「斜め横断可（201の2）」のうち対角線方向に設ける場合の様式について、白線と白線の間隔を現行の「45cm～50cm」から「45cm～90cm」に改めることとする（新標識令別表第6関係）。
- (2) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

公布の日から施行する。